

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を強く非難する決議

去る、2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。このことは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であることから、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を強く非難するとともに、ロシアに対し、国際法を遵守し、平和的解決を図るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月17日

東 海 市 議 会